

建設発生土の処理に係る特記仕様書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する工事仕様書に定めるもののほか、建設発生土（以下「発生土」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適 用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・ 工 事 名 汚水管渠築造工事（東坂戸幹線－2）
- ・ 工事箇所 坂戸市大字石井地内

(発生土の搬出)

第3条 発生土は、次に示す条件により搬出するものとする。また、状況により処分地先が変更となる場合もある。搬出時期や搬出方法については、発注者と調整を図ること。

- ・ 搬 出 先 UCR 建設発生土受入地：建武橋橋梁架換工事（入間市東藤沢1丁目及び下藤沢）
- ・ 処 分 量 仕様書参照

(提出書類)

第4条 受注者は、施工計画書において、搬出先が受入を認める書類、運搬経路図及びその運搬距離が記載されている書類を提出しなければならないものとする。

2 受注者は、工事完成後速やかに受入が完了した証明書を監督員に提出しなければならないものとする。

(その他)

第5条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。